

# 令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、移住者又は子育て世帯が行う住宅整備に要する経費に対し、予算の範囲内において大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住者 次のア又はイのいずれかに該当する者で、町内に定住の意思があるものをいう。

ア 申請日以前の5年間に於いて、町内に住民登録及び居住実態がない者

イ 町内に住民登録した日以前の5年間に於いて、町内に住民登録及び居住実態がなく、かつ、転入後2年以内の者

(2) 子育て世帯 申請日に於いて、町内に住民登録及び居住実態があり、扶養する22歳以下の子ども又は妊婦がいる世帯

(3) 住宅 移住者又は子育て世帯が居住に供するため

に町内に整備する個人所有の住宅。ただし、店舗又は事務所等との併用住宅の場合は、居住用以外の部分を除く。

- (4) 住宅整備 新築又は購入による住宅の取得、若しくは住宅（空き家含む。）のリフォーム工事をいう。
- (5) 新築 新たに住宅を建築すること（既存住宅を除却し、同一敷地に新たに建築する場合を含む。）をいう。
- (6) 購入 建売又は中古（過去に居住用に供されたことがあるものをいう。）の戸建て住宅の購入をいう。
- (7) 着工日 新築又はリフォーム工事の場合で、施工業者が施工箇所において工事を開始した日をいう。
- (8) 完了日 新築又は購入の場合は、取得した住宅の所有権保存登記などを終えた日、リフォーム工事の場合は、工事が完了した日をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」）は、次の各号の全てに該当する住宅とする。

- (1) 新築及びリフォーム工事の場合は、当該補助金の交付決定後に着工したものであるものとし、購入の場合は、当該補助金の交付決定後に売買契約が成立するものであること。
- (2) 新築又は購入の場合は、補助金の実績報告の日までに所有権保存登記が完了したものであること。
- (3) 住宅の床面積は、玄関、居間、台所、風呂及びトイレを有する居住用部分が全体面積の2分の1以上で75平方メートル以上の住宅であること。
- (4) 新築又は購入に係る契約の相手先は、補助対象者の

3 親等以内の親族でないこと。

- (5) 平成30年4月1日以降に、大鰐町子育て住宅支援事業及び大鰐町移住・子育て住宅支援事業による補助金の交付の決定を受けていない土地又は住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付申請時において、住宅整備を実施する移住者又は子育て世帯に属する者若しくは子育て世帯と同居する者であり、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 入居予定者全員が補助対象住宅の所在地に住民登録をしていること。ただし、補助金の実績報告の日までに入居予定者全員が当該所在地に住民登録することが明らかな場合はこの限りでない。
- (2) 補助対象住宅に5年以上継続して居住すること。
- (3) 補助対象者及び同居する者全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 町その他制度の補助を重複して受けていないこと。
- (5) 平成30年4月1日以降に、大鰐町子育て住宅支援事業及び大鰐町移住・子育て住宅支援事業による補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (6) 補助対象者及び同居する者全員が大鰐町暴力団排除条例(平成23年大鰐町条例第21号)に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象

工事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新築又は購入(ただし、購入の場合は土地取得費を含む。)の場合は、費用が500万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)であることとし、購入については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者の仲介の物件に限る。
- (2) リフォーム工事の場合は、費用が30万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)であることとし、町内の建設業者(個人事業者を含む。)が施工する修繕、増築、改築、模様替え、その他電気及び給排水衛生設備等に係る工事とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住宅整備に要する経費とし、次に掲げるものは補助対象としない。

- (1) 土地取得費(ただし、建売、中古住宅の購入の場合は除く。)
- (2) 工事用機械又は工事用具購入費
- (3) 融雪槽、物置及び植栽等外構工事費
- (4) 家電製品や家具、装飾品等の購入費
- (5) 既存住宅の解体費
- (6) その他町長が住宅整備に関係しないと認める費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 6 年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 新築・購入・リフォーム計画書（様式第 2 号）
- (2) 契約書の写し（購入の場合は契約書案）及び契約金額の内訳明細がわかるもの
- (3) 施工箇所の着工前写真又は購入予定建築物の写真
- (4) 新築の場合は、工事概要がわかるもの（位置図、配置図、平面図、立面図等）
- (5) 購入の場合は、住宅の間取図
- (6) 住民票（補助対象住宅に居住する者全員が記載されたもの）
- (7) 申請者及び同居する納税義務者全員の納税証明書（市町村県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税）
- (8) 妊婦であることを理由として子育て世帯に該当する場合、母子健康手帳の写し
- (9) 誓約書（様式第 3 号）
- (10) その他町長が必要と認める書類（交付決定等）

第 9 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地確認調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合には、令和 6 年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助金を交付しないことを決定

した場合には、令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 交付決定後、補助金の増額は認めないこととする。ただし、予算の都合上、補助金の交付額が補助率の上限に満たない場合又は満額に満たない条件で交付決定がされ、後に上限での交付が可能である場合には、予算の範囲内で増額することができる。

（申請の取下げ及び期日）

第10条 申請者が、事情により第8条の規定による申請を取下げしようとするときは、交付決定した日から起算して原則20日以内に令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金申請取下書（様式第6号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 第9条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、住宅整備を完了したときは、令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅（土地を購入した場合は住宅と土地）の登記事項証明書
- (2) 住宅整備に係る領収書の写し
- (3) 施工箇所ごとに工事内容がわかる写真（着工前、施工中、完成後）
- (4) 購入の場合は、契約書の写し及び購入建築物の写真
- (5) 交付申請時に補助対象住宅の所在地に住民登録が

なかった場合は、当該所在地の住民票（当該住宅に居住する者全員が記載されたもの）

(6) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告書は、住宅整備の完了日から30日以内又は当該年度3月31日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査した上で補助金の交付額を確定し、令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条の規定による実績報告について、必要に応じて現地確認調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、交付決定者及び施工業者等に報告を求めることができるものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第14条 交付決定者は、工事の内容を変更又は中止しようとするときは、令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第10号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申

請に係る書類等を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、令和6年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第11号）により通知する。

（決定の取消し等）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付決定を受けた日から5年以内に補助対象住宅を取り壊し、又は売却したとき
- （2） 同居する者全員が、補助金の交付決定を受けた日から5年以内に転居又は町外に転出したとき
- （3） 当該補助金の実績報告までに補助対象住宅の所在地に住民登録しないとき
- （4） 本要綱の規定に違反したとき
- （5） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （6） その他町長が適当でないと認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は交付決定者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

（その他）



第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、  
町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象者	新築又は建売、 中古住宅の購入	リフォーム
移住者	補助対象経費の3 パーセント (上限100万円)	補助対象経費の30パ ーセント
子育て世帯	補助対象経費の3 パーセント (上限50万円)	(上限30万円。空き家 の場合は上限50万円)

備考 補助金の額は、1,000円未満切り捨てとする。